

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング「(仮称)彦岳風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年7月16日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)彦岳風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、株式会社ジャパンウインドエンジニアリングに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：大分県佐伯市及び津久見市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大170,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 4月23日
環境大臣意見受理	令和2年 7月 9日
経済産業大臣意見	令和2年 7月16日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング(仮称)彦岳風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的影響について

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が環境影響評価手続中であることから、本事業とこれら手続中の風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る環境影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域の周辺には、住居等が存在することから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による影響が懸念される。また、想定区域の周辺は、サシバの主要な渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された土砂流出防備保安林及び「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区等)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に関する影響

想定区域の周辺には、複雑で変化に富んだ典型的なリアス海岸を風致景観の特徴とする日豊海岸国定公園が存在しており、当該区域の周辺には、同国定公園においてリアス海岸の良好な眺望点となっている「彦岳」及び「尺間山」等の主要な眺望点が存在し、同公園の車道、歩道、園地等が利用施設計画として位置づけられていることから、本事業の実施により、これら眺望点等からの眺望景観への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。特に、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成 25 年 3 月環境省)を参考に、同国定公園区域の主要な眺望点からリアス海岸を展望する景観を著しく妨げ、眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置等を回避すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、同国定公園の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。